

「柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関わる安全協定」新旧対照表

甲：新潟県 乙：柏崎市・刈羽村 丙：東京電力

旧	新
<p>(関係諸法令の遵守等)</p> <p>第 1 条 丙は、発電所の建設及び運転保守にあたっては、発電所から放出される放射性物質及び温排水による周辺環境の汚染の防止と安全確保のため、関係法令及び原子炉施設保安規定を遵守し、周辺地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 丙は、原子力発電施設の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、原子力発電施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階にわたる品質保証活動を請負企業を含め積極的に行うものとする。</p>	<p>(関係諸法令の遵守等)</p> <p>第 1 条 丙は、発電所の建設及び運転保守にあたっては、発電所から放出される放射性物質及び温排水による周辺環境の汚染の防止と安全確保のため、関係法令及び原子炉施設保安規定を遵守し、周辺地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 丙は、原子力発電施設の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、原子力発電施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階における請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、<u>丙の活動の第三者機関による評価制度の確立に努めるものとする。</u></p>
<p>(適切な措置の要求)</p> <p>第 13 条 甲又は乙は、第 9 条の規定に基づく立入調査等の結果、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、国を通じ、丙に対し適切な措置を講ずることを求めるものとする。ただし、特に必要と認めるときは、直接丙にこれを求めることができるものとする。</p> <p>なお、この措置要求にあたっては、甲及び乙は十分協議し、甲の名において行うものとする。</p> <p>2 丙は、前項の規定に基づき甲から適切な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもってこれに応ずるとともに、その結果を甲及び乙に報告するものとする。</p>	<p>(適切な措置の要求)</p> <p>第 13 条 甲又は乙は、第 9 条の規定に基づく立入調査等の結果、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、国を通じ、丙に対し<u>原子炉の運転停止を含む適切な措置を講ずることを求めるものとする。</u>ただし、特に必要と認めるときは、直接丙にこれを求めることができるものとする。</p> <p>なお、この措置要求にあたっては、甲及び乙は十分協議し、甲の名において行うものとする。</p> <p>2 丙は、前項の規定に基づき甲から適切な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもってこれに応ずるとともに、その結果を甲及び乙に報告するものとする。</p> <p>3 <u>丙は、第 1 項の規定に基づき原子炉の運転を停止した場合において、原子炉の運転を再開するときは、事前に甲に協議するものとする。</u></p> <p><u>なお、当該協議を受けた場合において、甲及び乙は十分協議し、甲の名においてその結果を丙に通知するものとする。</u></p>